

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書	
（提出先）  川越市長	令和5年6月16日
<p style="text-align: center;">報告者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 神奈川県相模原市中央区富士見2-8-8 住宅情報館株式会社 代表取締役 黒羽秀朗 電話番号 042-704-7071</p>	
<p>2023年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。</p>	
事業場の名称	住宅情報館株式会社 川越店 （川越新宿町5-2-11）
事業場の所在地	川越市内現場
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	エリア内元請完成工事高362百万円
③従業員数	30名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木くず→破碎→再利用</li> <li>・ 金属くず→破碎→再利用</li> <li>・ 石膏ボード→破碎→再利用</li> <li>・ 紙くず→圧縮/梱包→再利用</li> <li>・ 繊維くず→圧縮/梱包→再利用</li> <li>・ 廃プラスチック類→圧縮/梱包→再利用または安定型埋立</li> <li>・ ガラスくず及び陶磁器くず→破碎→再利用または安定型埋立</li> <li>・ がれき類→破碎→再利用または安定型埋立</li> </ul> <p>※収集運搬および中間処分・最終処分を業者に委託</p>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

住宅情報館(株)施工管理部 (統括)

↓

施工管理部 (新築工事)

事業推進部 (解体工事)

総務部 (自社店舗工事)

住宅サービス部 (リフォーム・増改築)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	32.50 t	9.50 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	35.70 t	10.40 t
	(今後実施する予定の取組)		
工場ではプレカット加工を実施し、廃材はリサイクルへ回す。 産業廃棄物の発生状況を分析し、適正量の材料発注を行い、 廃棄物の排出を抑制する。 床養生をリサイクル養生へ完全移行。 余剰材の引き上げ。 簡易梱包の実施。			
引続き産業廃棄物の発生状況を分析し、適正量の材料発注を行い、 廃棄物の排出を抑制する。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生現場毎に、廃プラ・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ ガラス・コンクリートへの分別を社内ルールで制定し、 混合を出来る限り減らす。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き現状の分別を実施し、現場作業員に分別の徹底を 指導・教育する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
排出量	81.40 t	87.40 t	18.90 t	60.80 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
排出量	89.50 t	96.10 t	20.70 t	67.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
排出量	0.20 t	5.30 t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
排出量	0.20 t	5.80 t	- t	- t

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 全ての種類該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） 全ての種類該当なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組） 全ての種類該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） 全ての種類該当なし			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 全ての種類該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 全ての種類該当なし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	32.50 t	9.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	30.80 t	9.10 t
	再生利用業者への処理委託量	32.50 t	9.50 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t
(これまでに実施した取組) 優良品評価制度適合の収集運搬業者・処理業者の選定強化。			



## (第4面) - 2

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
全処理委託量	81.40 t	87.40 t	18.90 t	60.80 t
優良認定処理業者への処理委託量	80.10 t	67.70 t	18.80 t	60.10 t
再生利用業者への処理委託量	81.40 t	87.40 t	18.90 t	60.80 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

## (第4面) - 3

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
全処理委託量	0.20 t	5.30 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.20 t	5.30 t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	0.20 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	35.70 t	10.40 t
	優良認定処理業者への処理委託量	33.80 t	10.00 t
	再生利用業者への処理委託量	35.70 t	10.40 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 優良性評価制度適合の収集運搬業者・処理業者の選定強化。		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	紙くず	木くず
全処理委託量	89.50 t	96.10 t	20.70 t	67.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	88.10 t	74.40 t	20.60 t	66.20 t
再生利用業者への処理委託量	89.50 t	96.10 t	20.70 t	67.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	繊維くず	建設混合廃棄物		
全処理委託量	0.20 t	5.80 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.20 t	5.80 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	0.20 t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
  - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。